

平成 31 年度事業計画書

社会福祉法人 親心会

指定障害者支援施設戸河内あすなろ園

知的障害者授産施設戸河内あすなろ園として平成 16 年 10 月に開設しましてから 15 年間の時間が経過しました。その間に障害者の制度変更は何度もあり、平成 24 年からの障害者自立支援法はその後の総合支援法として大幅な制度改革の状況をもたらしました。更に平成 29 年からの社会福祉法人の制度改革は、この事業に携わっている多くの人に色々な意味での圧力をかけていると言えます。

一つには、福祉財源不足が根底にあり、施設から地域へ、病院から地域へと地域移行がお題目のように言われていますが、それが可能となる家庭環境や地域で障害者の処遇ができるサービス事業や人的な資源が確保できているのかは疑問です。

二つには、利用者も家族も年齢を重ねています。もちろん法人の職員、役員も年齢が高くなり、組織の維持が難しくなっています。

利用者の高齢化は、身体機能の衰えや、認知機能に問題が生じるとともに、大きな疾病にかかることもあり得ます。そのことは保護者の家族にも言えることで、親亡きあとの生活維持が問題になってきています。介護保険の利用は可能となりますが、介護保険の施設に入るための介護認定（要介護 3）は出ないのが実情です。

三つには、地域移行のあおりを受けて施設入所希望者は病院からの移行がほとんどになっています。このことはあすなろ園の基本的な利用者である知的障害者の枠を超えたどちらかという精神障害を合わせ持った人や広範性発達障害という新たな障害を抱えた利用者へシフトしつつあると言えます。このことは、利用者同士のトラブルや無断外出、建物や器具の破損等につながります。このことは、今までの経験を超えた専門性を職員は要求されることとなります。

四つには、社会福祉法人の制度改革においての流れの中で、今までの運営から経営という変化を要求されており、利潤の追求はできないが利益を残す経営を目指す必要があります。このことはシビアなコスト管理を行うことを考えることとなります。

このような社会背景の中で社会福祉法人親心会及び戸河内あすなろ園が着実に地域の中で、その資源を有効に活用して発展させ、地域のニーズにこたえられるように努力しなければならぬと考えております。

1. 施設運営

定員 施設入所支援 定員 50 名

日中活動 生活介護 定員 40 名 (平成 30 年 1 月 1 日変更)

※生活介護の利用者が今後増加しますので定員の変更を行います。

就労継続支援 B 型 定員 15 名

利用状況 入所利用者数 45 名 (平成 31 年 3 月 10 日現在)

日中活動 生活介護利用者 39 名 (長期入院者 3 名)

就労継続支援 B 型利用者 7 名

(うち 1 名はグループホーム大銀杏利用)

平成 31 年度利用状況

- ・入所予定者 1 名（男性 1 名）
- ・生活介護長期入院者計 1 名は退所の方向です。
- ・高齢による身体的な障害が顕著になった利用者は他の施設への移行を準備中です。

平成 31 年度の利用者増

- ・あすなろ園 2 名以上を目標とする。
- ・グループホーム大銀杏 2 名～4 名

2. 日中活動 日中活動として生活介護と就労継続支援 B に分かれています。

毎月活動日としては、(月の日数－8 日) 22 日～23 日/月となっています。

- ・生活介護の活動内容 (作業等が難しい利用者 支援区分 3 以上)
趣味的な活動 軽スポーツ、創作活動、手芸、塗り絵、清掃作業
生産的な活動 農作業、清掃作業、草取り、草刈作業、廃棄物処理作業
- ・就労継続支援 B 型の活動内容 (就労を主とした利用者 支援区分 2 以上)
廃棄物選別作業、自動車部品製作作業、草刈等一般作業、労務提供作業

日中活動の中の生産活動に継続的に従事する利用者の方が減少傾向にあります。地域の中で自立するためには生産活動に継続的に従事することが重要な要素であり、新しい作業の開拓を進めて行く必要があります。

3. 施設入所支援

主として施設の夜間の活動について支援を行う。

(入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言等)

- ・12 月 28 日～1 月 3 日を除く毎日 (正月休みを除く年中無休)
- ・入浴 (月、水、金) シャワー浴 (左記以外の日)

4. グループホーム大銀杏 (共同生活援助)

・主として施設の夜間の活動について支援を行う。(あすなろ園施設入所に同じ)

・利用定員 8 名

・日中活動は就労継続 B 型事業、就労継続 A 型事業、一般就労事業

・食事等はグループホームで世話人により提供する。

・入所するためには就労先が必要ですが、町内において 1 事業所で 1 名が一般就労、就労継続 A 型事業で 1 名就労しています。これをもっと拡大していきたいと思えます。

農作業は、収益性が良くないため十分な工賃の支給に至らないこともあり、農福連携を考えている農事法人は少しずつ増えていますが、施設利用者と事業者との連携の取り方が不明確で進んでいません。

5. 年間行事

生活介護利用者と就労継続支援 B 型利用者と平日の活動は異なっていますので、施設全体としてのレクリエーションはなかなかできません。その中で、4 月のお花見、8 月のガーデンパーティと 12 月のクリスマス会は全員参加の予定です。

- 4月 花見
- 5月 障害者陸上競技大会 ※今年は会場が尾道のため参加は検討中
- 6月 ナイスハート (自動車総連主催の運動会)
- 7月 野球及びサッカー観戦 (希望者のみ)
- 8月 ガーデンパーティ (あすなろ家族会主催 全員参加)
- 9月 フライングディスク大会 (生活介護+就労B 希望者)
- 10月 釣りクラブ (自由参加)
- 11月 五サー市 (あすなろ家族会のバザー)
- 12月 あいサポートアート展参加 (生活介護利用者)・クリスマス会 (全員参加)
- 1月 初詣 (希望者)、あすなろ園とんど (全員参加)

家族会の参加が多く活性化することが利用者の生活の充実につながるため、家族会へ参加の要請をしています。

6. ボランティアの受け入れ

施設の開放性の一貫としてボランティアの受け入れを積極的に進めていきます。平成30年度は豪雨災害の影響によりボランティアさんが不足しており、地域の女子大学の学生さんが1名ガーデンパーティに参加していただきました。ボランティアさんの参加があることで利用者さんの盛り上がりもありますので、平成31年度は早めにお願ひし、協力していただく内容も検討したいと考えています。

7. 施設の防災対策

年間2回の消防訓練を実施します。その内1回は夜間想定として夜勤職員2名での訓練を実施します。地震及び水害等の自然災害については、避難の仕方、場所等、行政より具体的な計画を求められています。地元自治会及び安芸太田町と連携を取って避難訓練の実施を進めます。しかし、避難先をどうするか、どのタイミングで避難するか、避難物資はどうするか等の問題について、他の自治体の作成した防災マニュアルを参考に具体的な方策を検討します。

8. 虐待防止について

施設における虐待の原因として、施設自体が閉鎖された空間であり外部の目の届かないため、職員の自己判断で処遇する場合があります。利用者が興奮して他害を及ぼす場合は身体拘束等の措置が必要ですが、身体拘束については緊急性等の条件があり制限がかかっていますので、原則施設として身体拘束はできません。病院においては身体拘束が医療行為として行われていますが人権侵害として問題になっています。そのため、①その場所から移動する、②当事者と直接話をする、③他のことに利用者の意識を持って行く等の方法で興奮を鎮めることや薬の服用で対応しています。しかしながら、薬の効果が持続しないのでどうしても夜間に不眠となり活動を行う利用者がいます。このことは、他の利用者の睡眠を妨げる結果となりますが、他の利用者の許容や理解の範囲を超えるとトラブルになります。

職員が利用者を虐待したという報道は多いのですが、利用者が暴れて職員に暴力をふるったことはあまり問題視されていません。しかし、実際には職員のモチベーショ

ンの低下や、退職につながることもあります。的確な対処方法の無いことも事実です。利用者の人権を守り、職員の生活を確保するために、虐待については施設として重要な課題として取り組んでいきます。

9. 新規事業計画

①介護施設としての設備を付加します。

あすなろ園は開設時は入所授産施設として比較的障害の軽い利用者を処遇してきました。平成 24 年以降の生活介護サービスの提供に伴い、利用者の高齢化、歩行が難しい（薬の影響もある）の入所、排せつの失敗の多い利用者が増加しております。予算の関係もありますので少しずつ設備を付加していきます。

- ・居室の手すり（必要な部屋のみ）
- ・手すり付きのベッドの購入
- ・居室の床を清掃が容易なようにカーペットからクッションフロアシートに変更

②あすなろ作業所の改造

あすなろ作業所を就労継続 B 型事業かつ生活介護事業の生産活動の拠点として集約を考えていきます。そのためには、出入口のサッシュの取り換えを行い、出入り管理を行います。又、作業を行うゾーンについては、照明を LED に変更することや、経費は掛かりますが夏場の暑さ対策としてエアコンの設置を計画します。

10. 安芸太田町ユニバーサルリビングの運営について

平成 31 年度から安芸太田町からの指定管理が更新になり 5 年間の運営を継続することになりました。平成 29 年の 3 月議会において安芸太田町の条例改正によって利用料を大幅に減額しました。そのこともあり、平成 31 年 3 月現在 4 名の利用者がおられます。しかし利用料を減額したことにより、収益性は下がっています。

平成 18 年の施設完成後 12 年経過しており、少しずつ経年変化による修繕の必要な部分が出てきています。平成 30 年度はお風呂の給湯器と居室のエアコンを取り替えました。平成 31 年度から運営者の負担の上限が 10 万円以下になりましたので、大きな修繕は安芸太田町での対応となります。